

「さあ、まっすぐな想いをその一票に !!」

和歌山県議会議員 一般選挙

投票日は
4月9日(日)

問有田川町選挙管理委員会 (吉備庁舎総務課内)

投票日

●日時 / 4月9日(日) 7時～

●場所 / 各地区指定の投票所

※投票終了時刻は投票所によって異なりますのでご注意ください。

投票できる人

次の項目に当てはまる人が投票できます。

・平成17年(2005年)4月10日以前に生まれた人

・令和4年(2022年)12月30日以前から、引き続き有田川町内に住民登録している人

最近、和歌山県内の他の市町村から転入した人(新しく住民票を有田川町で登録した人)は、転入・転出の時期などによって、投票できる場所が異なります。下記の表でご確認ください。

引続証明書とは

和歌山県内の市町村から、県内の他の市町村に転出した場合、引き続いて現在も和歌山県内に住所があることを確認した上で、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票を行うことができます。その確認をするための証明書が「引続証明書(引き

転入転出のケース別投票場所・選挙権の有無

転入の種別	投票場所・選挙権の有無			
	窓口での転入届け出日	新住所地	旧住所地	投票できない
県外からの転入 (他の都道府県から 有田川町に住民票を移した人)	令和4年12月30日以前に転入	○		
	令和4年12月31日以降に転入			○
県内市町村からの転入 (和歌山県内の市町村から 有田川町に住民票を移した人)	令和4年12月30日以前に転入	○		
	令和4年12月31日以降に転入	※注意1	○ ※注意2	

※注意1 / 選挙権は旧住所地にあり、有田川町にありません。有田川町で投票する場合には「不在者投票」のみ行うことができます。 ※事前に旧住所地に投票用紙を郵送請求する必要があります。

※注意2 / 投票の際には、最寄りの市町村が発行する「引続証明書(引き続き県内に住所を有する証明書)」を提示することにより、旧住所地で投票が行えます。

続き県内に住所を有する証明書」といいます。証明書の申請および交付は、いずれの市町村でも手続きができます。

投票所入場券

有権者の皆さまに「投票所入場券」を送付します。これは選挙権の有無の確認を円滑に行うためのものです。

もし入場券が届かなかつたり紛失したりしても、選挙権がある人は投票できます。遠慮なく投票事務担当者にお申し出ください。

※今回の入場券の色は「オリーブ色」です。

料金後納郵便 〒643-0000
選挙事務 有田川町○○○○ ○○-○○
有田 川太郎 様

投票所入場券

選挙名	和歌山県議会議員一般選挙		
投票区	999	ページ	999
到着番号	999	番号	999
選挙人氏名	有田 川太郎		<input type="checkbox"/>
投票所	○○○○○○○○センター		
投票日時	00:00 から 00:00 まで		

第7投票区の投票所は「きび体育館」です

昨年の和歌山県知事選挙における第7投票区の投票所は「御霊小学校体育館」でしたが、今回の選挙では「きび体育館」となります。お間違えのないようご注意ください。なお、投票時間に変更はありません。